

## 焼津市告示第133号

令和8年度焼津市スマート農業普及促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月23日

焼津市長 中野 弘道

### 令和8年度焼津市スマート農業普及促進事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、先進的技術を利用して省力化や品質向上を図るスマート農業の普及を促進し、農業を活性化させるため、焼津市スマート農業普及促進事業を行う認定農業者及び認定新規就農者に対して、焼津市スマート農業普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業 ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化、精密化、高品質生産等を推進している新たな農業のことをいう。
- (2) 農業・地域支援サービス 令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業補助金交付要綱（令和5年焼津市告示第279号）第5の規定により選定された者が実施するラジコン草刈機等を使用した畦畔等の草刈り及びドローンを活用した農薬、肥料等の散布作業をいう。
- (3) 焼津市スマート農業普及促進事業 スマート農業を実現するために先進的栽培技術設備等の導入を行うことをいう。ただし、農業・地域支援サービスで活用される機器と同種の機器の本体及び運用に必要な附属品の導入を除く。
- (4) 認定農業者 市内の農地を耕作する者で、その者が作成した農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画が本市の認定を受けたものをいう。
- (5) 認定新規就農者 市内の農地を耕作する者で、その者が作成した農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画が本市の認定を受けたものをいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認定農業者

(2) 認定新規就農者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日以降に生じる焼津市スマート農業普及促進事業に要する経費のうち、スマート農業技術カタログ又はスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）における製品・サービス情報に掲載された機械、装置等（これらと同種の機能を有するものを含む。）の本体及び運用に必要な附属品（リモコン、バッテリー等）（以下「スマート機器」という。）の導入に係る物品購入費及び工事費（運送及び設置に要する経費を含み、既存設備の解体、処分又は廃棄に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助対象経費は、それぞれの経費について3者以上から見積書を徴し、そのうちで最も低い価格を上限とする。ただし、事業の目的又は性質により3者以上から見積書を徴することができないと市長が認める場合は、徴することのできた見積書のうちで最も低い価格を上限とする。

3 クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、500万円を限度とする。

(1) 認定農業者 補助対象経費の2分の1の額

(2) 認定新規就農者 補助対象経費の4分の3の額

2 この要綱による補助金の交付は、1人又は1団体につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 経営改善計画書(案)または青年等就農計画(案)

(3) 見積書の写し

(4) 事業概要が分かる書類（カタログ、設置図面等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、第3項に規定する優先順位に基づき補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、申請者から計画の聴取又は現地調査を行うことができる。

3 同一の申請期限（前条の規定に基づき市長が定める交付申請の期限の日をいう。）内に提出がなされた交付申請については、次の各号に掲げる優先順位により補助金の交付を決定する。ただし、優先順位が同一の申請については、市長が申請の受付をした日の先後をもって決定する。

(1) 令和7年度焼津市スマート農業普及促進事業費補助金交付要綱（令和7年焼津市告示第210号。以下「令和7年度要綱」という。）による補助金の交付を受けていない認定新規就農者

(2) 令和7年度要綱による補助金の交付を受けていない認定農業者

(3) 令和7年度要綱による補助金の交付を受けた認定新規就農者

(4) 令和7年度要綱による補助金の交付を受けた認定農業者

（交付の条件）

第8条 市長は、前条に定める補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象経費の配分変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更である場合を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数等に相当する期間（大蔵省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承諾を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) スマート農業の普及を図るため、焼津市が導入事例の効果等を公表することに協力すること。

(7) 経営改善計画書又は青年等就農計画に、スマート機器導入による経営改善を反映させることについて、検討すること。

(8) 導入するスマート機器については、主に市内の圃場で利用すること。

(9) 導入するスマート機器については、それを保管する場所を市内に設けること。

(変更の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第6条の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更承認通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき、その翌日から起算して20日を経過する日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定及び通知)

第12条 市長は、前条による事業実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、補助事業者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、市長に対して請求書（第7号様式）を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、第7条に定める補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定後に、国又は他の地方公共団体の助成を受けたとき。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還命令書（第8号様式）により通知する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。